

サービス付き高齢者向け住宅

ゆいま～る多摩平の森 弐番館

生活支援サービス提供  
契約書

弐番館 号室

様

株式会社コミュニティネット

(5) 治療へのサポート

通院付添や、入退院時の付添、入院中の必要な物のお届け、体調不良時の様子伺い等を行います。

(6) 介護のサポート

介護保険の申請手続きのサポート、介護事業所のサービス内容等が、入居者のニーズに沿うようマネジメントします。

(7) 災害時のサポート

災害時は安全適切な処置を実施致します。

(8) コミュニケーションサポート

生活や医療、介護など生活情報に関わる各種学びの機会創出、入居者同士や地域との交流となるイベントをサポートします。

(9) 地域コミュニティサポート

地域プロデューサーによる地域情報の発信と地域との交流を広げ、深まるようなイベントの企画をサポートします。

(費用の支払)

第5条 乙は、サービスを受ける対価としてサポート費及び有料サービス費用を支払うものとしします。

サポート費は一人入居の場合、月額金49,400円、二人入居の場合、月額金79,900円です。(消費税込)

2 費用の支払は、本契約の契約の始期(入居予定日)となります。

3 費用の支払方法は、乙が指定する金融機関の口座より、自動引落としにて支払うものとしします。ゆうちょ銀行の場合は当月分を当月28日、その他金融機関の場合は当月分を当月27日となります。(金融機関が休業日の場合は翌営業日)

4 サポート費等の支払いは、毎月当月分を当月15日に請求させていただきます。

但し、契約日が月の途中である場合は、1ヶ月30日の日割り計算となります(円未満四捨五入)。

5 有料サービス費用については、毎月末日締め切り分を翌月15日に請求させていただきます。

(費用の改定)

第6条 甲は、サポート費及び有料サービス費用その他利用料について、毎年12月に見直しを行い、ハウスが所在する地域の消費者物価指数、人件費、又は租税公課等に変動があって必要と認めるときは、乙にその理由を明示して、これらを改定することができます。

2 前項の費用の改定に際しては、甲は事前に「ゆいま～る多摩平の森式番館」管理規程に定める運営懇談会に諮り、入居者の意見を参考とし、検討した上で実施します。

(契約の解除)

第7条 甲がサービス付き高齢者向け住宅「ゆいま～る多摩平の森式番館」終身建物賃貸借契約を解除する場合、本契約も解除となります。

(乙からの解約)

第8条 乙がサービス付き高齢者向け住宅「ゆいま～る多摩平の森式番館」の終身建物賃貸借契約を解約する場合、本契約も解約となります。

ものとしします。

(契約対象)

第 15 条 本契約は、生活支援サービス提供に関する契約であり、入居者が利用する介護保険サービスの契約及び終身建物賃貸借契約は、別に契約するものとしします。

(重要事項説明確認)

第 16 条 本契約の締結にあたり、甲は乙に対し、別に作成する「ゆいま～る多摩平の森 式番館」生活支援サービス提供重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

(合意管轄)

第 17 条 本契約に関する紛争が生じた場合は、甲の本店所在地の地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

上記のとおり本契約を締結したことを証するため、本書を2通作成し、甲、乙及び保証人は、記名押印の上、甲乙が各1通を保有します。

ゆいま～る多摩平の森は「100年コミュニティ※」の理念に基づき、地域社会の中にみずみずしい人間関係を生み出すことを目指しています。本契約書はゆいま～る多摩平の森の理念である「100年コミュニティ」の考え方に基づいて運営されることを目的としております。

※「100年コミュニティ」は子どもから高齢者まで、さまざまな価値観を持つ人たちが、世代や立場を超え、互いに尊重しながら、ともに支え合う仕組みのある「まち」づくりです。

以下余白

\_\_\_\_年（令和 \_\_\_\_年） \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

甲 住所 東京都多摩市中沢二丁目5番3号  
株式会社コミュニティネット  
代表取締役 有川 志津雄 印

乙 住所

(乙1)

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(乙2)

氏名 \_\_\_\_\_ 印